

にじが丘老人会会則

にじが丘老人会(平成3年結成)とは、にじが丘老人会会則に従い活動する団体です。主な規定を抜粋します。

【目的・組織】

第1条 本会は、にじが丘に居住する満70歳以上の者を以て組織し、相互の交流、親睦を図り生きがいのある生活、福祉の向上に資することを目的とする。

【事業】

第4条 本会は、第1条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 会員の健康増進・教養・文化及び趣味等福利厚生に関する事項
- (2) 会員による地域社会活動に関する事項
- (3) 会員の地域における社会福祉の向上に関する事項
- (4) その他、目的達成に必要と認められる事項

【役員】

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名・副会長 3名以内・理事 若干名・会計 1名・監査 2名

【役員を選出】

第6条 役員は、総会において選出する。

【役員の任期】

- 第7条 (1) 役員の任期は、2年とする。但し、再選を妨げない。
(2) 補欠で就任した役員は、前任者の残任期間とする。

【役員の仕事】

- 第8条 (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長の合議によりその職務を代行する。
(3) 理事は、本会の業務の執行にあたる。
(4) 会計は、本会の会計を司る。
(5) 監査は、本会の会計を監査する。

【役員会】

- 第9条 (1) 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。
(2) 役員会は、総会の決議事項に従って業務を遂行する。
(3) 役員会は、総会に提出する議案を作成する。
(4) その他、本会の運営上緊急かつ必要な場合

【総会】

- 第10条 (1) 総会は、全会員を以て年1回開催する。但し、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
(2) 総会は、次の事項を議決する。

- ①会則の改正
- ②事業計画
- ③予算及び決算
- ④役員を選出
- ⑤その他、必要事項

【経費】

第11条 本会の運営に関する経費は、会費・寄付金及び補助金等を以て充てる。

但し、会費は1人年間1,000円とする。

【事業年度】

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則 1. 本会則は、平成 3年10月27日から施行する。